

国名	ニュージーランド
公的年金の体系 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険料財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">税財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">企業・個人年金</div>	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 (NZ Superannuation) は全国民強制加入 ◎全国民 ・自発的退職積立金制度 (キウィセイバー) は任意加入 △任意
保険料率	税方式 (財源は一般財源)
支給開始年齢	65歳 ※20歳以降10年以上居住しており, 50歳になってから5年間の居住期間があれば受給権発生
基本給付額	<p>独身者: NZ \$ 847.66 (税引き後, 年金を主たる収入としている場合 (税コードM))</p> <p>夫婦一人あたり: NZ \$ 652.04 (両名受給資格ありの場合, 税引き後, 年金を主たる収入としている場合 (税コードM))</p> <p>※2週間あたりの支給額 (2020年4月1日時点)</p> <p>※他の所得の税区分 (税コードM (他の所得無), S (他の所得有, 税率17.5%), SH (他の所得有, 税率30%), ST (他の所得有, 税率33%)) に応じて受給額が規定されている。</p>
給付の構造	所得制限のない定額給付。給付水準は, 平均賃金の65~72.5%の範囲と法定。(ただし, 自発的退職積立金制度 (キウィセイバー) を政府主導で導入することにより, 給付水準を向上する試みが2007年7月より開始)
所得再分配	すべて税方式年金につき強い所得再配分機能あり
公的年金の財政方式	すべて税方式年金
国庫負担	財源は100%国庫負担 ※自発的退職積立金制度 (キウィセイバー) の自己負担分を除く
年金制度における最低保障	所得の高低にかかわらず定額給付
無年金者への措置	なし
公的年金と私的年金	公的年金が発達 (所得代替率65~72.5%) しているため私的年金未発達。2007年7月からは自発的退職積立金制度 (キウィセイバー) を政府主導で開始。企業拠出3%と個人拠出3~8%とのマッチング拠出による社会保障システムであるが, 一部住宅購入のための引き出しが認められており, 老後所得保障の仕組みとしての機能以外にも役割を果たす。
国民への個人年金情報の提供	HPや電話, 各地のWork & Incomeにおける相談業務にて対応

(棚橋俊介・パートナーズ・グループ・ジャパン株式会社代表取締役社長)